

○ 独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程

〔平成 15 年 10 月 1 日付〕

〔15 農畜機第 8 号-4〕

改正 平成 15 年 11 月 28 日付 15 農畜機第 1021 号
平成 16 年 3 月 31 日付 15 農畜機第 3053 号
平成 16 年 10 月 29 日付 16 農畜機第 3247 号
平成 17 年 9 月 27 日付 17 農畜機第 2682 号
平成 17 年 11 月 22 日付 17 農畜機第 3395 号
平成 18 年 3 月 24 日付 17 農畜機第 4760 号
平成 19 年 3 月 22 日付 18 農畜機第 4473 号
平成 19 年 12 月 1 日付 19 農畜機第 3513 号
平成 19 年 12 月 26 日付 19 農畜機第 3742 号
平成 19 年 12 月 27 日付 19 農畜機第 3743 号
平成 20 年 3 月 28 日付 19 農畜機第 4980 号
平成 20 年 3 月 28 日付 19 農畜機第 4988 号
平成 21 年 3 月 25 日付 20 農畜機第 4832 号
平成 21 年 11 月 30 日付 21 農畜機第 3686 号
平成 22 年 3 月 30 日付 21 農畜機第 4986 号
平成 22 年 12 月 1 日付 22 農畜機第 3527 号
平成 23 年 3 月 29 日付 22 農畜機第 5179 号
平成 23 年 8 月 1 日付 23 農畜機第 1913 号
平成 24 年 3 月 30 日付 23 農畜機第 5196 号
平成 24 年 3 月 30 日付 23 農畜機第 5365 号
平成 24 年 6 月 1 日付 24 農畜機第 1092 号
平成 24 年 6 月 15 日付 24 農畜機第 1302 号
平成 24 年 11 月 30 日付 24 農畜機第 3660 号
平成 25 年 3 月 21 日付 24 農畜機第 5181 号
平成 25 年 6 月 14 日付 25 農畜機第 1244 号
平成 25 年 11 月 29 日付 25 農畜機第 3656 号
平成 26 年 3 月 26 日付 25 農畜機第 5400 号
平成 26 年 12 月 1 日付 26 農畜機第 3770 号
平成 27 年 3 月 31 日付 26 農畜機第 5909 号
平成 27 年 6 月 5 日付 27 農畜機第 1212 号
平成 27 年 9 月 28 日付 27 農畜機第 2902 号
平成 28 年 2 月 22 日付 27 農畜機第 5055 号
平成 28 年 4 月 11 日付 28 農畜機第 139 号

平成 28 年 10 月 17 日付 28 農畜機第 3542 号
平成 28 年 12 月 13 日付 28 農畜機第 4579 号
平成 29 年 3 月 27 日付 28 農畜機第 6637 号
平成 30 年 1 月 18 日付 29 農畜機第 5400 号
平成 30 年 6 月 11 日付 30 農畜機第 1509 号
平成 30 年 7 月 20 日付 30 農畜機第 2417 号
平成 31 年 1 月 17 日付 30 農畜機第 5722 号
平成 31 年 3 月 7 日付 30 農畜機第 6976 号
平成 31 年 4 月 24 日付 31 農畜機第 611 号
令和 2 年 1 月 22 日付元農畜機第 6178 号
令和 2 年 3 月 27 日付元農畜機第 7912 号
令和 2 年 9 月 15 日付 2 農畜機第 3217 号
令和 3 年 3 月 30 日付 2 農畜機第 7419 号
令和 3 年 4 月 9 日付 3 農畜機第 156 号
令和 4 年 2 月 4 日付 3 農畜機第 5704 号
令和 4 年 4 月 11 日付 4 農畜機第 129 号
令和 4 年 9 月 27 日付 4 農畜機第 3657 号
令和 4 年 12 月 13 日付 4 農畜機第 4985 号
令和 5 年 1 月 18 日付 4 農畜機第 5621 号
令和 5 年 3 月 30 日付 4 農畜機第 7343 号
令和 5 年 4 月 10 日付 5 農畜機第 250 号
令和 5 年 6 月 5 日付 5 農畜機第 1664 号
令和 5 年 6 月 27 日付 5 農畜機第 2219 号
令和 6 年 1 月 23 日付 5 農畜機第 6747 号
令和 6 年 3 月 28 日付 5 農畜機第 8562 号
令和 6 年 4 月 8 日付 6 農畜機第 125 号
令和 7 年 1 月 27 日付 6 農畜機第 6923 号
令和 7 年 3 月 25 日付 6 農畜機第 8524 号
令和 7 年 4 月 8 日付 7 農畜機第 169 号
令和 7 年 5 月 12 日付 7 農畜機第 1024 号
令和 8 年 1 月 26 日付 7 農畜機第 7000 号
令和 8 年 3 月 25 日付 7 農畜機第 7777 号
令和 8 年 5 月 12 日付 8 農畜機第 903 号
令和 8 年 8 月 25 日付 8 農畜機第 3457 号

(総則)

第1条 独立行政法人農畜産業振興機構職員規程（平成15年10月1日付け15農畜機第8号-1。以下「職員規程」という。）第2条に規定する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項は、この規程の定めるところによる。

（給与の種類及び支払）

第2条 職員の給与は、次のとおりとする。

（1）基本給

ア 本俸

イ 扶養手当

（2）諸手当

ア 業務調整手当

イ 住居手当

ウ 通勤手当

エ 単身赴任手当

オ テレワーク手当

カ 超過勤務手当

キ 管理職員特別勤務手当

ク 期末手当

ケ 勤勉手当

コ 寒冷地手当

2 海外で勤務する職員の給与は、前項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

ア 海外本俸

イ 扶養手当

ウ 在勤基本手当

エ 住居手当

オ 配偶者手当

カ 子女教育手当

キ 期末手当

ク 勤勉手当

3 職員規程第4条の2第1項第1号の規定により採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）の給与は、前2項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

（1）本俸

（2）諸手当

ア 通勤手当

イ テレワーク手当

- 4 職員規程第14条の規定により採用された職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の給与は、第1項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1) 本俸

(2) 諸手当

ア 通勤手当

イ テレワーク手当

ウ 超過勤務手当

エ 期末手当

オ 勤勉手当

- 5 給与は、租税公課、社会保険の個人負担金及びこれらに準ずるものを控除した金額を現金で支払う。

- 6 海外で勤務する職員が勤務地において、勤務することにより租税が課せられるときは、その租税の額に相当する額を機構が負担することができるものとする。

(本俸の決定)

- 第3条 職員の本俸は、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して、別表第一の本俸月額表により、その本俸月額を定めてこれを支給する。ただし、総括調整役の本俸については、理事長が別に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、主査及び専門役の職にある職員の本俸については、別表第二の業務専門職本俸月額表により、その本俸月額を定めてこれを支給する。

- 3 本俸月額表と業務専門職本俸月額表との間で異動する職員の本俸月額は理事長が別に定める。

- 4 特定任期付職員の本俸は、その者の専門的な知識経験又は識見の度、従事する業務の困難及び重要の度に応じて、別表第三の特定任期付職員本俸月額表に掲げる本俸月額により理事長が定める。

- 5 定年前再雇用短時間勤務職員の本俸は、本俸月額表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準本俸月額のうち、その者の属する職務の等級に応じた基準本俸月額に、職員規程第23条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（本俸月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を本俸月額として支給する。

(海外本俸)

第3条の2 海外本俸の額は、本俸月額（前条に掲げる本俸月額をいう。以下同じ。）の106分の80に相当する額を支給する。

（初任給の基準）

第4条 新たに採用した職員の本俸は、学歴により次のとおりとする。ただし、卒業後年数を経過した者については、学歴、職務経歴等を勘案する。

- （1） 大学を新たに卒業した者 5等級 37号
- （2） 短期大学を新たに卒業した者 5等級 25号
- （3） 高等学校を新たに卒業した者 5等級 17号

2 新たに採用した職員の勤務成績を考査するための試用期間（6月）においては、前項の規定にかかわらず、その者につき、暫定的に本俸を定めることができる。

（昇給・降給及び昇格・降格）

第5条 職員の昇給及び降給は、理事長が別に定める日に、独立行政法人農畜産業振興機構職員人事評価規程（平成19年12月26日付け19農畜機第3742号-1。以下「人事評価規程」という。）に基づいて実施する人事評価（以下単に「人事評価」という。）の結果を踏まえて、理事長が別に定める基準に従い、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させる場合の昇給の号俸数は、前年度の人事評価の総合評価（人事評価規程第2条第4項に規定する総合評価をいう。）においてAの職員の昇給の号俸数を次の各号によるものとすることを標準とする。

（1） 1等級の職員

- ア 1等級に昇格してからの昇給回数が1回目の昇給 3号俸
- イ ア以外の職員 2号俸

（2） 2等級の職員

- ア 昇給日の前日の本俸が2等級46号俸以下の職員 4号俸
- イ 昇給日の前日の本俸が2等級47号俸以上であって、昇給日の年齢が満51歳以下の職員 3号俸
- ウ ア及びイ以外の職員 2号俸

（3） 3等級の職員

- ア 3等級に昇格してからの昇給回数（当該職員が理事長が別に定める職務の等級を決定する場合に必要な資格に係る必要在級年数（以下単に「必要在級年数」という。）を超えて3等級又は4等級に昇格しているときは、当該職務の等級に決定するための必要在級年数を超えた年以降の昇給回数の合計を減じた昇給回数とする。イ及びウにおいて同じ。）が10回目までの昇給 4号俸

- イ 3等級に昇格してからの昇給回数が11回目の昇給 3号俸
 - ウ 3等級に昇格してからの昇給回数が12回目から15回目までの昇給 2号俸
 - エ 3等級に昇格してからの昇給回数が16回目以降の昇給 1号俸
- (4) 主査及び専門役の職員 2号俸
- (5) 4等級の職員
- ア 3等級に決定するための必要在級年数までの昇給 4号俸
 - イ 3等級に決定するための必要在級年数を越えた年以降の昇給 2号俸
- (6) 5等級の職員
- ア 4等級に決定するための必要在級年数までの昇給 4号俸
 - イ 4等級に決定するための必要在級年数を越えた年以降の昇給 2号俸
- 3 職員の昇給は、その属する職務の等級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 4 55歳を超える職員は、第1項に規定する人事評価の結果を踏まえて理事長が別に定める基準に従って昇給又は降給をする場合を除き、昇給又は降給をしない。
- 5 本俸月額表の上位等級への昇格又は下位等級への降格は、人事評価の結果を踏まえて理事長が別に定める基準によって行う。
- 6 第1項から前項までの規定は、特定任期付職員には適用しない。
- (支払の方法)
- 第6条 基本給並びに諸手当のうち業務調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及びテレワーク手当は、月の1日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）につき、その月の月額的全額を、超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、前月の給与期間の分をそれぞれその月の16日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、前日に繰り上げ、繰り上げた日が休日に当たるときは、更に繰り上げて支給する。
- 2 海外で勤務する職員への給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）の支給は、第1項の規定を準用する。
- 3 海外で勤務する職員の給与のうち、海外本俸、扶養手当、期末手当及び勤勉手当は本邦通貨で支払う。ただし、理事長が別に定める場合には、その全部又は一部について、当該勤務地の通貨をもって支払うことができる。
- 4 海外で勤務する職員の給与のうち、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当は当該勤務地の通貨で支払う。ただし、理事長が別に定める場合には、その全部又は一部について、本邦通貨をもって支払うことができる。
- (本俸の計算)

第7条 新たに職員となった者にはその日から本俸を支給し、昇給、降給、昇格、降格、本俸月額表と業務専門職本俸月額表との間の異動等により本俸月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本俸を支給する。

2 職員が退職したときは、その日までの本俸を支給する。

3 職員が死亡したときは、その死亡した日の属する月の本俸月額の全額を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により本俸を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本俸月額は、その月の現日数から職員規程第25条第1項第1号の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。その際、週休日が職員規程第25条第1項第2号及び第3号に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日と重なった場合においても、週休日として取り扱うものとする。

(海外本俸の計算)

第7条の2 海外本俸は、海外で勤務する職員が勤務地に到着した日の翌日から、帰国（出張のための帰国を除く。）を命ぜられて勤務地を出発する日の前日まで支給する。

2 海外で勤務する職員が離職し、又は死亡したときは、前条に準じて支給する。

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、総括調整役に対しては支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる父母等については一人につき6,500円（1等級の職員（総括調整役を除く。）にあつては3,500円）、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき13,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における

扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000 円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で同項の規定による届出がない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当支給を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、総括調整役以外の職員から総括調整役となった者に扶養親族たる父母等で同項の規定による届出がある場合においてその職員に扶養親族たる子の同項の規定による届出がないときはその職員が総括調整役となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

- (3) 扶養親族たる父母等又は扶養親族たる子で第1項の規定による届出がある総括調整役が総括調整役以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出がある1等級の職員（総括調整役を除く。）が1等級（総括調整役を含む。）以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出及び扶養親族たる子で同項の規定による届出がある職員で総括調整役以外のものが総括調整役となった場合
- (6) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出がある職員で1等級（総括調整役を含む。）以外の職員が1等級の職員（総括調整役を除く。）となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち前条第4項に規定する期間にある子でなかった者が当該期間にある子となった場合
（業務調整手当）

第10条 業務調整手当は、次の各号に掲げる職にある職員にその区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 総括調整役、部長、業務監査室長並びに人事評価規程別表における一次評価者である考査役及び審査役 月額 104,900 円
- (2) 考査役及び審査役（前号に掲げる考査役及び審査役を除く。） 月額 102,900 円
- (3) 課長、事務所長並びに職員規程における所属上司又は人事評価規程別表における一次評価者である上席調査役、調査役及び事務所次長 月額 90,300 円
- (4) 上席調査役、調査役及び事務所次長（前号に掲げる上席調査役、調査役及び事務所次長を除く。） 月額 67,300 円
- (5) 課長代理、室長代理、所長代理及び特に高度の知識経験を必要とする認められる業務に従事する職務の者で理事長が指定する者 月額 33,500 円
- (6) 参事及び副参事 月額 23,450 円

2 前項の規定による額が、独立行政法人農畜産業振興機構役員給与規程（平成15年10月1日付け15農畜機第8号-2）第4条に規定する役員の本俸月額のうち最低の本俸月額及びこれに対する特別調整手当の月額の合計額から職員が受ける本俸月額と扶養手当の月額の合計額を差し引いた額以上の額となる場合には、その者に支給する業務調整手当の額は、前項の規定にかかわ

らず、その差し引いた額に満たない額の範囲内で理事長が別に定める額とする。

3 第15条の規定は、第1項第1号から第3号までに規定する職員には適用しない。

4 業務調整手当の計算については、第7条の規定を準用する。

第11条 削除

(住居手当)

第12条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員

(2) 第14条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（次項各号に規定する住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの

2 前項の規定は、次の各号の一に該当する職員には適用しない。

(1) 独立行政法人農畜産業振興機構職員宿舍貸付規程（平成15年10月1日付け15農畜機第140号-1）の規定による宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員

(2) 国家公務員宿舍法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員

(3) 地方公共団体、公共企業体その他法人から貸与された職員宿舍に居住している職員

(4) 父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員

3 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員であるものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 第1項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

- イ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは、17,000 円）を 11,000 円に加算した額
- (2) 第 1 項第 2 号に掲げる職員 第 1 号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 4 海外で勤務する職員に対する住居手当については以下のとおりとする。
- (1) 住居手当の月額は、職員が居住している家具付きでない住宅の 1 箇月に要する家賃の額（職員が居住している住宅が家具付きである場合には、その額の 100 分の 90 に相当する額）から当該家賃の額に別表第四の住居手当の月額に係る控除率の欄に定める率を乗じて得た額を控除した額に相当する額とする。ただし、別表第四に定める額を限度とする。
- (2) 前号ただし書の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかの者（第 4 号及び第 5 号において「配偶者等」という。）を伴う海外で勤務する職員以外の者に支給する住居手当の月額は、別表第四に定める額の 100 分の 80 に相当する額を限度とする。
- ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第 5 号において同じ。）
- イ 子（主として海外で勤務する職員の収入によって生計を維持している者に限る。第 5 号において同じ。）
- (3) 住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。
- (4) 本邦に帰住した職員が、やむを得ない事故のため、理事長の許可を得て引き続き配偶者を旧勤務地に残留させる場合には、180 日以内においてその事故の存する間、従前のおり住居手当を支給することができる。
- (5) 海外で勤務する職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで住居手当を支給する。ただし、当該職員が死亡した場合において、理事長が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から 180 日を超えない期間を限り、当該職員が死亡当時伴っていた配偶者等に従前の住居手当の支給額に相当する額を支給することができる。
- (6) 前号の規定による配偶者等への支給の順位は、配偶者及び子の順序とし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。
- 5 前各項に定めるもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- (通勤手当)
- 第 13 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）が 150,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、150,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 150,000 円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
 - (2) 前項第 2 号に掲げる職員 支給単位期間につき 66,400 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて理事長が別で定める額（第 14 条の 2 第 1 項の規定によりテレワーク手当を支給される職員及び定年前再雇用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の実情を考慮して、前2号に定める額の合計額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が150,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が、理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による通勤手当

4 前項の規定は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）等の適用を受けていた者で、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）又は地方公共団体（以下「国等」という。）の要請に応じ引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が、理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- 5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用実態が理事長が別に定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（理事長が別で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- （1）駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として理事長が別で定める額
- （2）前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額
- 6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除した得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計金額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前4項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち、最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 7 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として理事長が別に定める場合にあつては、その翌月）の別に定める日に支給する。
- 8 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。
- 10 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 11 前各項で規定する別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定めるものとする。

（単身赴任手当）

第14条 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通

勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000 円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
- 3 給与法等の適用を受けていた者で、国等の要請に応じ引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、職員となった直前の住居から職員となった直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前 2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前 3 項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 5 前各項の規定による理事長が別に定める事項については、国家公務員の例に準じて定めるものとする。

（テレワーク手当）

第 14 条の 2 理事長が別に定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他理事長が別に定める時間を除く。）の全部を勤務することを、理事長が別に定める期間以上の期間について 1 箇月当たり平均 10 日を超えて命ぜられた職員には、テレワーク手当を支給する。

- 2 テレワーク手当の月額、3,000 円とする。
- 3 前 2 項に規定するもののほか、テレワーク手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定めるところによる。

（超過勤務手当）

第 15 条 休日（職員規程第 25 条に規定する休日をいう。以下同じ。）以外の日において正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、休日以外の日において正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、100 分の 125（その勤務が

午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 150) を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 2 定年前再雇用短時間勤務職員が、休日以外の日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に対する前項の適用については、その勤務時間 1 時間につき、正規の勤務時間 1 時間当たりの給与額を超過勤務手当として支給する。
- 3 休日において勤務することを命ぜられた職員には、休日において勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務時間 1 時間当たりの給与額に、100 分の 135 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 160) を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が 1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、100 分の 150 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、100 分 175) を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 5 職員規程第 27 条の 2 に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 4 項に定める割合から第 1 項又は第 3 項に定める割合を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。
- 6 前各項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、本俸月額及び職務手当の月額の合計に 12 を乗じ、その額を 1 年間に於ける勤務時間数で除して得た額とする。

第 16 条 削除

(管理職員特別勤務手当)

第 17 条 第 10 条第 1 項の規定に基づき業務調整手当の支給を受ける職員で同条第 3 項の規定の適用を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により職員規程第 25 条に規定する休日 (次項において「休日」という。) に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が休日以外の日午後 10 時から午前 5 時までの間の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき12,000円を超えない範囲において理事長が別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して理事長が別に定める勤務にあつては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額とする。

(2) 前項に規定する場合 勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額（本俸月額及び業務調整手当の月額の合計に12を乗じ、その額を1年間における勤務時間数で除して得た額とする。）に、100分の25を乗じて得た額とする。

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

5 前項で規定する理事長が別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定めるものとする。

（期末手当）

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ理事長が別に定める日（以下「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 前項の支給日が、休日に当たるときの取扱いについては、第6条ただし書の規定を準用する。

3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき本俸月額及び扶養手当の月額の合計（総括調整役、部長、業務監査室長、考査役及び審査役の職にある職員にあつては、その額に本俸月額に100分の23を乗じて得た額を加算した額、課長、上席調査役、調査役、事務所長及び事務所次長の職にある職員にあつては、その額に本俸月額に100分の14を乗じて得た額を加算した額。以下「期末手当基礎額」という。）を基礎として国家公務員の例に準じて理事長が別に定める基準により計算した額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。

4 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務にある職員にあつては、それぞれの基準日現在において受けるべき本俸月額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を前項の期末手当基礎額に加算する。

(1) 1等級の職にある職員 100分の20

(2) 2等級の職にある職員 100分の15

- (3) 主査、専門役及び3等級の職にある職員 100分の10
- (4) 4等級の職にある職員であつて理事長が別に定める要件を満たしているもの 100分の5
- 5 給与法の適用を受けていた者であつて、国の要請に応じ引き続き職員となったものについては、その者の基準日以前の期間内における在職期間に給与法の適用を受けていた期間を加算して第3項の規定を適用する。
- 6 職員が基準日前1月以内に国の要請に応じ、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）を退職して引き続き給与法の適用を受ける者となった場合にあっては、第1項の規定による期末手当は支給しない。
- 7 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与法に関する特例法（昭和29年法律第141号。以下「給与特例法」という。）の適用を受けていた者又は地方公務員であつた者で、国又は地方公共団体の要請に応じ引き続き職員となったものについては、給与特例法の規定に基づく労働協約又は当該地方公共団体における条例において給与法（人事院規則等を含む。）と同様の規定を設けているときは、前2項の規定を準用する。
- 8 独立行政法人の職員であつた者で、当該独立行政法人の長の要請に応じ引き続き職員となった者については、第5項及び第6項の規定を準用する。この場合において「給与法」とあるのは「当該独立行政法人の職員の給与の支給の基準」と読み替えるものとする。
- 9 定年前再雇用短時間勤務職員の期末手当については、この条に定めるもののほか、理事長が別に定めるところによる。
- 10 海外で勤務する職員の期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額を基礎として、国家公務員の例に準じて理事長が別に定める基準により計算した額に、第3項の理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 海外本俸の額及び扶養手当の月額合計額
- (2) 海外本俸の額に第4項各号に定める割合に準じて理事長が別に定める割合を乗じて得た額

（勤勉手当）

- 第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日前6箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。
- 2 前項の勤勉手当は、理事長が別に定める日に支給する。
- 3 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき本俸月

額（総括調整役、部長、業務監査室長、考査役及び審査役の職にある職員にあっては、その額に本俸月額に 100 分の 23 を乗じて得た額を加算した額、課長、上席調査役、調査役、事務所長及び事務所次長の職にある職員にあっては、その額に本俸月額に 100 分の 14 を乗じて得た額を加算した額。以下「勤勉手当基礎額」という。）を基礎として、国家公務員の例に準じて理事長が別に定める基準により計算した額の範囲内とする。

- 4 前項に定めるもののほか、第 18 条第 4 項各号に掲げる職にある職員にあっては、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき本俸月額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を前項の勤勉手当基礎額に加算する。
- 5 第 18 条第 5 項から第 7 項までの規定は、勤勉手当の支給について準用する。
- 6 定年前再雇用短時間勤務職員の勤勉手当については、この条に定めるもののほか、理事長が別に定めるところによる。
- 7 海外で勤務する職員の勤勉手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額を基礎として、独立行政法人農畜産業振興機構期末手当及び勤勉手当の取扱い（平成 15 年 10 月 1 日付け農畜機第 134 号）第 9 条に定める割合及び理事長が別に定める成績率を乗じて得た額とする。
 - (1) 海外本俸
 - (2) 海外本俸の額に第 4 項に定める割合に準じて理事長が別に定める割合を乗じて得た額
(寒冷地手当)

第 20 条 寒冷地手当は、札幌市に在勤する職員に支給する。

- 2 前項に規定する寒冷地手当の支給については、理事長が別に定めるところによる。
(在勤基本手当)

第 20 条の 2 在勤基本手当の額は、別表第四に定めるところに従い勤務地及び号の別によって定める額を理事長が別に定める換算率により外国通貨に換算した額とする。

- 2 在勤基本手当は、海外で勤務する職員が勤務地に到着した日の翌日から、帰国（出張のための帰国を除く。）を命ぜられて勤務地を出発する日の前日まで、支給する。
- 3 海外で勤務する職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在勤基本手当を支給する。
(配偶者手当)

第 20 条の 3 配偶者手当は、配偶者を海外の勤務地に伴う職員に支給し、そ

の額は在勤基本手当の 100 分の 20 に相当する額とする。

- 2 配偶者手当は、在勤基本手当の支給期間中において、海外で勤務する職員の配偶者が当該職員の勤務地に到着した日の翌日（その配偶者が当該職員の勤務地において配偶者となった場合にあっては、配偶者となった日）から、当該職員の在勤基本手当の支給期間が終了する日（その配偶者がその日の前に帰国する場合にあってはその配偶者が帰国のためにその地を出発する前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなった場合又は死亡した場合にあっては、配偶者でなくなった日又は死亡した日）まで、支給する。
- 3 本邦に帰住した職員が、やむを得ない事故のため、理事長の許可を得て引き続き配偶者を旧勤務地に残留させる場合には、180 日以内の期間においてその事故の存する間、従前のとおり配偶者手当を支給することができる。
- 4 海外で勤務する職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当を支給する。ただし、当該職員が死亡した場合において、理事長が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から 180 日を超えない期間に限り、引き続き当該職員の配偶者に配偶者手当を支給することができる。

（子女教育手当）

第 20 条の 4 子女教育手当は、海外で勤務する職員の子のうち次に掲げるもので主として当該職員の収入によって生計を維持しているもの（以下「年少子女」という。）が本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

- (1) 4 歳以上 18 歳未満の子
 - (2) 18 歳に達した子であって就学する学校（年少子女の就学地における教育制度による大学又はこれに準ずる学校を除く。）において 18 歳に達した日から、19 歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して 1 年を経過する日までの間にあるもの
- 2 子女教育手当の月額、年少子女 1 人につき 8,000 円を理事長が別に定める換算率により外国通貨に換算した額とする。
 - 3 海外で勤務する職員の年少子女が適当な学校教育を受けるのに相当な経費を要する地として理事長が指定する地（以下この項及び第 5 項において「指定地」という。）に勤務する職員の年少子女（6 歳以上の年少子女であつて、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当するものとして理事長が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。以下この項及び次項において同じ。）が当該職員の勤務地である指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該職員に支給する子女教育手当の月額は、前項の規定にかかわらず、当該年少子女 1 人につき、同項の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ

当該各号に定める額から我が国における教育に関する支出の実態等を勘案し海外で勤務する職員が年少子女の教育のために自ら負担すべき額として20,000円（以下この条において「自己負担額」という。）を控除した額を加算した額を理事長が別に定める換算率により外国通貨に換算した額とする。

（１） 海外で勤務する職員の年少子女が当該職員の勤務地である指定地において学校教育を受ける場合にあっては、次の額のうちいずれか少ない額

ア 適当な学校教育を受けるのに必要な授業料その他の経費（理事長が別に定める費目に係るものに限る。以下この項において「必要経費」という。）として理事長が当該海外で勤務する職員の勤務地である指定地において標準的であると認定する額

イ 現に要する当該年少子女に係る必要経費の額

（２） 海外で勤務する職員の年少子女が前号に規定する指定地以外の指定地において学校教育を受ける場合にあっては、次の額のうち最も少ない額

ア 前号アに規定する額

イ 当該年少子女が学校教育を受ける指定地における必要経費として理事長が標準的であると認定する額

ウ 前号イに規定する額

４ 前項の場合において、海外で勤務する職員の年少子女が学校教育を受ける地に海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設（理事長が指定する施設に限る。）が所在し、かつ、当該年少子女が当該在外教育施設において教育を受けないことについて合理的な理由がある場合として理事長が定める場合に該当しないときは、加算される額は120,000円を限度とする。

５ 指定地に勤務する職員の年少子女（６歳未満の年少子女、又は６歳以上の年少子女であって学校教育法に規定する幼稚園に相当するものとして理事長が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。）が当該指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該職員に支給する子女教育手当の月額、第２項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、同項の額に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から自己負担額を控除した額を加算した額を理事長が別に定める換算率により外国通貨に換算した額とする。この場合において、加算される額は、27,000円を限度とする。

６ 子女教育手当の支給期間は、海外で勤務する職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該職員の年少子女（次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。）が当該職員の勤務地に到着した日の翌日（海外で勤務する職員の年少子女が当該職員の勤務地において年少子女に該当することとなった者である場合にあっては年少子女に該当することとなった日）か

ら、当該職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その年少子女がその日の前に帰国する場合（その地を出発する日からその地に帰着する日までの期間が60日以内である場合を除く。）にあつてはその年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなった場合又は死亡した場合にあつては、年少子女に該当しないこととなった日又は死亡した日）まで支給する。ただし、その期間が60日以内である場合は、この限りでない。

- 7 海外で勤務する職員の年少子女が当該職員の勤務地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受ける場合には、その地において当該教育を受けることにつき相当の事情があると理事長が認める場合に限り、前項の規定に準じて当該職員に子女教育手当を支給する。
- 8 子女教育手当を受ける海外で勤務する職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで子女教育手当を支給する。
- 9 前3項に定めるもののほか、第6項ただし書の期間がやむを得ない事情により60日以内の期間にとどまることとなった場合の子女教育手当の支給期間の特例については別に定める。

（海外で勤務する職員の給与の日割計算）

第20条の5 海外で勤務する職員又はその配偶者若しくは年少子女が、本邦から勤務地に到着した月の海外本俸、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当は、到着の日の翌日から、その給与期間の現日数を基礎とした日割による計算（以下「日割計算」という。）により支給する。

- 2 海外で勤務する職員又はその配偶者若しくは年少子女が、本邦に帰国するため、勤務地を出発した月の海外本俸、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当は、出発した日の前日までの日割計算により支給する。
- 3 前2項のほか、月の中で異動を生じたときの海外に勤務する職員の給与（子女教育手当及び期末手当を除く。）の月額は、日割計算をもって算出した額とする。

（海外に勤務する職員の長期の出張又は休暇中の給与）

第20条の6 海外本俸、在勤基本手当及び配偶者手当の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された職員又は配偶者で、勤務地を出発した日から勤務地に到着した日までの期間が60日を超えるものには、60日を超える期間についての海外本俸、在勤基本手当及び配偶者手当は支給しない。

- 2 前項の場合において、必要があるときは、当該職員の本俸及び扶養手当に相当する額を日割計算により支給することができる。

（欠勤者の給与）

第21条 職員が欠勤した場合には、次の各号の規定により給与を支給する場合を除き、その欠勤日数を基礎として日割によって計算した額を給与額から減じて支給する。

- (1) 年次休暇及び特別休暇の期間については、給与の全額
- (2) 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。次条において同じ。）による負傷若しくは疾病による病気休暇の場合は、全期間について給与の全額
- (3) 第2号に規定する以外の一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを病気休暇等により勤務しなかつた日に限る。次号において同じ。）につき、本俸の半額を減ずる。
- (4) 第2号に規定する以外の一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、本俸の半額を減ずる。
- (5) 前2号の規定の適用については、次に定める期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。

ア 職員規程第37条第1項第1号から第3号までに規定する病気休暇（以下「生理休暇等」という。）の期間（生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日、休日等その他の病気休暇等の期間以外の勤務しない期間を含む。）

イ 引き続き勤務しない期間（アに該当して勤務しない期間が引き続いているものとされる期間を除く。）が8日以上（当該期間における週休日、職員規程第27条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日及び休日等以外の日の日数が4日以上である期間に限る。）にわたる職員（この号の規定により勤務しない期間が引き続いているものとされる職員を含む。）が、引き続き勤務しない期間の末日の翌日から職員規程第37条第2項に規定する実勤務日数が20日に達する日までの間に再度勤務しないこととなった場合における当該引き続き勤務しない期間の末日の翌日から当該再度勤務しないこととなった期間の初日の前日までの期間

2 前項第3号及び第4号の欠勤の期間には、休日を通算するものとする。

(給与の減額)

第22条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第15条第6項又は第17条第3項第2号に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

第23条 職員が業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患により休職を命ぜられた場合には、その休職の期間が満2年に達するまでは基本給、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により休職を命ぜられた場合には、その休職の期間が満1年に達するまでは基本給、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、基本給及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が前各項に規定する理由以外の理由により休職を命ぜられた場合には、基本給及び諸手当の全部又は一部を支給することができる。

(育児休業者等の給与等)

第24条 独立行政法人農畜産業振興機構育児・介護休業等実施規程（平成31年3月7日付け30農畜機第6977号。以下「育児・介護休業規程」という。）により育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

(1) 育児・介護休業規程第3条の規定に基づき育児休業をしている期間又は育児・介護休業規程第7条の2の規定に基づき出生時育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 育児・介護休業規程第34条の規定に基づき育児部分休業を申し出ることにより勤務しない場合には、第22条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第15条第6項又は第17条第3項第2号に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、第10条第1項第1号から第5号までに該当する職員にあっては、勤務1時間当たりの給与額を算出するに当たり、業務調整手当は算入しないものとする。

- 2 育児休業又は出生時育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、本俸月額を調整することができる。
- 3 第18条第1項及び第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業又は出生時育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、第1項第1号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。

- 4 前3項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

（配偶者同行休業者の給与等）

第24条の2 独立行政法人農畜産業振興機構配偶者同行休業実施規程（平成26年3月26日付け25農畜機第5399号-1）により配偶者同行休業をする職員の給与については、同規程第7条第2項の規定に基づき配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、本俸月額を調整することができる。
- 3 前2項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

（自己啓発休業者の給与等）

第24条の3 独立行政法人農畜産業振興機構自己啓発休業実施規程（令和8年8月25日付け8農畜機第3460号）により自己啓発休業をする職員の給与については、同規程第7条第2項の規定に基づき自己啓発休業をしている期間については、給与を支給しない。

- 2 自己啓発休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発休業の期間（職員としての職務に特に有用であると認められるものに限る。）を100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、本俸月額を調整することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

（介護休暇者等の給与）

第25条 育児・介護休業規程により介護休業等をする職員の給与については、次の各号の定めるところによる。

- （1）育児・介護休業規程第12条の規定に基づき介護休業をしている期間につ

いては、給与を支給しない。

- (2) 育児・介護休業規程第35条の規定に基づき介護部分休業を申し出ることにより勤務しない場合には、第22条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第15条第6項又は第17条第3項第2号に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。ただし、第10条第1項第1号から第5号までに該当する職員にあっては、勤務1時間当たりの給与額を算出するに当たり、業務調整手当は算入しないものとする。
- 2 介護休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合には、当該介護休暇の期間を別に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、本俸月額を調整することができる。
- 3 前2項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(停職者の給与)

第26条 職員が停職処分を受けたときは、その停職の期間中、基本給の3分の1を支給するほか、他のいかなる給与も支給しない。

(給与の非常時支給)

第27条 職員が出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与の支払を請求した場合には、請求の日までの分を日割計算により支払うことができる。

(給与額の端数処理)

- 第28条 給与の各項目ごとに生じた円未満の端数は、これを切り捨てる。
- 2 本邦通貨をもって定められた給与を海外で勤務する職員に送金するため当該外国通貨に換算する場合において、当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数は切り捨てる。
- 3 外国通貨をもって定められた海外で勤務する職員の給与の支給額に当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数は切り捨てる。

(実施細則)

第29条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 機構設立の際、農畜産業振興事業団及び野菜供給安定基金（以下「旧法人」という。）の職員であつて、引き続き機構の職員となった者（以下「継続職員」という。）における在職期間の算定については、旧法人の職員であつた期間を同機構の在職期間とみなす。

3 平成11年4月1日（以下「基準日」という。）前から引き続き在職する職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員については、第5条第5項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、理事長が別に定めるところにより、昇給させることができる。基準日以後に新たに職員となった者のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の理事長が別に定める職員との権衡上必要があると認められる職員として理事長が別に定める職員についても、同様とする。

4 この附則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

（平成25年6月及び12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

5 本則の規定に基づき平成25年6月及び12月に支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

（1）期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

（2）勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

（3）休職者の給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 本則第23条第1項 前各号に定める額

イ 本則第23条第2項又は第3項 第1号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 本則第23条第5項 前各号に定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

6 「独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部改正について」（平成22年12月1日付22農畜機第3527号）附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、前項第1号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から「独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部改正について」（平成22年12月1日付22農畜機第3527号）附則第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、前項第2号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から「独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部改正について」（平成22年12月1日付22農畜機第3527号）附則第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、前項第3号ア及びウ中「前各号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた

前各号」と、同号イ中「第1号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第1号」とする。

- 7 第5項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成25年6月14日付25農畜機第1244号）
（施行期日）

この規程は、平成25年6月14日から施行し、平成25年6月1日から適用する。

附 則（平成25年11月29日付25農畜機第3656号）
（施行期日）

この規程は、平成25年11月29日から施行し、平成25年12月1日から適用する。

附 則（平成15年11月28日付15農畜機第1021号）
（施行期日等）

- 1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。
（平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成15年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第18条第3項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

なお、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）設立の際、農畜産業振興事業団又は野菜供給安定基金（以下「旧法人」という。）の職員であつて、引き続き機構の職員となった者の職員給与規程第18条第3項の在職期間の算定については、旧法人の職員であつた期間を機構の在職期間とみなす。

- (1) 旧法人から引き続き職員となった者にあつては、平成15年4月1日（同月2日から同年9月30日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が農畜産業振興事業団職員給与規程又は野菜供給安定基金職員給与規程（以下「旧法人の職員給与規程」という。）及び職員給与規程の規定において各々受けるべき本俸、職務手当、扶養手当、特別都市手当、住居手当、単身赴任手当（「理事長が別に定める額を加算した額」を除く）及び通勤手当の月額合計額に100分の

1.07 を乗じて得た額に、同年4月から同年9月までの月数及び同年10月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

また、同年10月1日から施行日の前日までの間に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日に職員が職員給与規程において受けるべき本俸、扶養手当、職務手当、特別都市手当、住居手当、単身赴任手当（「理事長が別に定める額を加算した額」を除く）及び通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に同年10月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に旧法人の職員給与規程の規定により支給した期末手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

附 則（平成16年3月31日付15農畜機第3053号）

（施行期日等）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月29日付16農畜機第3247号）

（施行期日）

この規程は、平成16年10月29日から施行する。

附 則（平成17年9月27日付17農畜機第2682号）

（施行期日）

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年11月22日付17農畜機第3395号）

（施行期日）

1 この規程は、平成17年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成17年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第18条第3項から第8項まで及び第23条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあっては、その新たに職員となった日）において職員が受

けるべき本俸、扶養手当、職務手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当（職員給与規程第14条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本俸を支給されなかった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

（2）平成17年6月に支給された期末手当及び勤務手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

（その他）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成18年3月24日付17農畜機第4760号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（東京都特別区以外にある事業所に勤務する職員の取扱い）

- 2 施行日の前日において、改正前の独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程第11条第2項括弧書に規定する事業所以外の事業所に在勤する職員で理事長が別に定める職員の施行日以後における本俸月額は、第3条の規定にかかわらず、理事長が別に定める。

附 則（平成19年3月22日付18農畜機第4473号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（号俸の切替え）

- 2 平成19年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第3条別表本俸月額表の適用を受けていた職員の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間に応じて、理事長が別に定めるところによる。

（職務手当の支給に係る経過措置）

- 3 改正後の職員給与規程第10条第1項に基づく職務手当の額が経過措置基準額（前項の規定に基づき決定された号俸を基に理事長が別に算定した額をいう。以下同じ。）に達しないこととなる職員（総括調整役を除く。）には、当該職務手当のほか、当該職務手当と経過措置基準額との差額に相当する額

に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を職務手当として支給する。

- (1) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 100 分の 100
 - (2) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 100 分の 75
 - (3) 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 100 分の 50
 - (4) 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 100 分の 25
- 4 改正後の職員給与規程第 10 条第 1 項第 4 号に掲げる職にある職員が、同項第 5 号に掲げる職を占めることとなった場合の前項に規定する経過措置基準額は、当該職を占める他の職員との均衡を考慮して理事長が別に定めた額とする。

(職務手当の支給に係る経過措置の適用除外)

- 5 改正後の職員給与規程第 10 条第 1 項に掲げる職にある職員（前項の規定が適用される職員を除く。）が、人事異動に伴い、同項に基づき異動前に支給されていた職務手当の月額より異動後に支給される職務手当の月額が低い職を占めることとなった場合においては、第 3 項の規定は適用しない。

附 則(平成 19 年 12 月 1 日付 19 農畜機第 3513 号)

(施行期日)

この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 26 日付 19 農畜機第 3742 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定並びに第 18 条第 4 項の改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 23 年 10 月 1 日までの間における昇給の号俸数の特例)

- 2 3 等級から 5 等級までの職員及び専門役の職にある職員についての平成 23 年 10 月 1 日までの間における第 5 条第 2 項の適用については、「4 号俸」とあるのは「3 号俸」とする。

(職務手当の支給に係る経過措置の適用除外)

- 3 改正後の独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程第 10 条第 1 項に規定する職にある職員が、人事異動に伴い参与又は専門役となった場合においては、独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成 19 年 3 月 22 日付 18 農畜機第 4473 号）附則第 3 項の規定は適用しない。

附 則(平成 19 年 12 月 27 日付 19 農畜機第 3743 号)

(施行期日)

この規程は、平成 19 年 12 月 31 日から施行し、第 24 条第 2 項の改正規定は、平成 19 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日付 19 農畜機第 4980 号)
(施行期日)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日付 19 農畜機第 4988 号)
(施行期日)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 25 日付 20 農畜機第 4832 号)
(施行期日)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 11 月 30 日付 21 農畜機第 3686 号)
(施行期日)

- 1 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第 18 条第 3 項から第 8 項まで及び第 23 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成 21 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに職員となった者にあつては、その新たに職員となった日）において職員が受けるべき本俸、扶養手当、職務手当、住居手当及び単身赴任手当（職員給与規程第 14 条第 2 項に規定する理事長が別に定める額を除く。）の月額合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本俸を支給されなかった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成 21 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額
(その他)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則(平成 22 年 3 月 30 日付 21 農畜機第 4986 号)

(施行期日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 12 月 1 日付 22 農畜機第 3527 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(2 等級以上かつ 55 歳以上の者の減額措置)

- 2 当分の間、職員のうち、その職務の等級が 2 等級以上の者に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、平成 22 年 4 月 1 日現在において 55 歳に達している者及び当該職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号の定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 本俸 当該職員の本俸(独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程(以下「職員給与規程という。」)第 21 条第 1 項第 4 号の適用を受ける者である場合にあっては、規定の適用により、減ぜられた本俸。以下同じ)に 100 分の 1.5 を乗じて得た額(以下この項において「本俸減額基礎額」という。)

- (2) 職務手当 当該職員の職務手当の額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額(職務手当の支給に係る経過措置対象職員にあっては、職員給与規程平成 19 年 4 月 1 日施行附則 3 により理事長が別に算定した経過措置基準額から当該職務手当の額を減じて得た額に同附則 3 の (4) に掲げた割合を乗じて得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額を加算する。)

- (3) 期末手当 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）現在において当該職員が受けるべき本俸、本俸に職員給与規程第 18 条第 4 項に定める割合を乗じて得た額、本俸に同条第 3 項に定める割合を乗じて得た額の合計額に同項で定める理事長が別に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額

- (4) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該職員が受けるべき本俸、本俸に職員給与規程第 19 条第 4 項に定める割合を乗じて得た額、本俸に同条第 3 項に定める割合を乗じて得た額の合計額に同項で定める国家公務員の例に準じて理事長が別に定める基準により決定した成績率等を乗じて得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額

- (5) 職員給与規程第23条各項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第23条第1項 前各号に定める額
 - ロ 第23条第2項又は第3項 第1号から第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 第23条第4項 第1号に定める額に100分の60以内を乗じて得た額
 - ニ 第23条第5項 前各号に定める額又は一定割合を乗じて得た額
- 3 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての職員給与規程第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同第15条第6項の規定にかかわらず、同条同項の規定により算出した給与額から、本俸月額に12を乗じ、その額を1年間における勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- (平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 4 平成22年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の職員給与規程第18条第3項から第8項まで及び第23条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
- (1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、その新たに職員となった日）において職員が受けるべき本俸、扶養手当、職務手当、住居手当及び単身赴任手当（職員給与規程第14条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本俸を支給されなかった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成22年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額
- (その他)
- 5 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 附 則（平成23年3月29日付23農畜機第5179号）
- (施行期日)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 8 月 1 日付 23 農畜機第 1913 号）

（施行期日）

この規程は、平成 23 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、施行日前から事務所長の職にある職員に対する、改正後の独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程第 10 条第 1 項、第 18 条第 3 項及び第 19 条第 3 項の規定の適用については、平成 25 年 3 月 31 日（同日前に当該職員の事務所長としての在職期間が終了した場合には当該在職期間が終了した日）までは、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日付 23 農畜機第 5196 号）

（施行期日）

この規程は、平成 24 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日付 23 農畜機第 5365 号）

（施行期日）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 1 日付 24 農畜機第 1092 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

（独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の特例）

- 2 平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第 3 条に定める別表第一の本俸月額表及び別表第二の業務専門職本俸月額表の適用を受ける職員並びに総括調整役に対する本俸月額の支給に当たっては、本俸月額から、本俸月額に、当該職員に適用される次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

別表第一の本俸月額表の適用を受ける職員

職務の等級	割合
1 等級	100 分の 9.77
2 等級から 4 等級まで	100 分の 7.77
5 等級	100 分の 4.77

別表第二の本俸月額表の適用を受ける職員

	割合
--	----

本俸月額	100 分の 7.77
------	-------------

総括調整役

	割合
本俸月額	100 分の 9.77

- 3 特例期間においては、職員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の額は当該各号に定める額とする。
- (1) 職務手当 当該職員の職務手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額（職員給与規程第 10 条第 1 項第 4 号に定める者を除く。）に相当する額を減ずる。
- (2) 休職者の給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。
- ア 職員給与規程第 23 条第 1 項 前項及び前号に定める額
- イ 職員給与規程第 23 条第 2 項又は第 3 項 前項に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額
- ウ 職員給与規程第 23 条第 4 項 前項に定める額に、同条第 4 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- エ 職員給与規程第 23 条第 5 項 前項に定める額に、同条第 5 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 4 特例期間においては、職員給与規程第 15 条、第 22 条、第 24 条及び第 25 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、職員給与規程第 15 条第 6 項の規定にかかわらず同条同項の規定により算出した給与額から、本俸月額に 12 を乗じ、その額を 1 年間における勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 特例期間においては、「独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部改正について」（平成 22 年 12 月 1 日付 22 農畜機第 3527 号）附則第 2 項の規定の適用を受ける職員に対する第 2 項、第 3 項第 2 号及び前項の規定の適用については第 2 項中「本俸月額に、」とあるのは「本俸月額から「独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部改正について」（平成 22 年 12 月 1 日付 22 農畜第 3527 号）附則第 2 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額に、」と、第 3 項第 2 号中「前項」とあるのは「第 5 項の規定により読み替えられた前項」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から「独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部改正について」（平成 22 年 12 月 1 日付 22 農畜機第 3527 号）附則第 3 項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

- 6 第2項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平成24年6月に支給する給与に関する特例措置)

- 7 平成24年6月に支給する給与の額は、この規程による改正後の職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第3条、第10条、第15条及び第23条の規定にかかわらず、改正後の規程により算定される給与の額から次に掲げる額に相当する額を減じた額とする。

- (1) 平成24年4月及び5月分として支給した改正前の職員給与規程第3条に基づく本俸月額から当該職員の改正後の規程の第3条に基づく本俸月額の2カ月分の額を控除した額と、当該職員の第2項の規定により算出した額の2カ月分の合計額
- (2) 平成24年4月及び5月分として支給した改正前の職員給与規程第10条第1項第1号から第3号に基づく職務手当の額から当該職員の第3項第1項の職務手当の額の2カ月分の額を控除した額
- (3) 平成24年5月に支給した改正前の職員給与規程第15条に基づく超過勤務手当の額から第4項の規定による勤務1時間当たりの給与額を基礎として算出した平成24年5月分の超過勤務手当に相当する額を控除した額
- (4) 平成24年4月及び5月分として支給した改正前の職員給与規程第23条に基づく休職者の給与の額から当該職員の第3項第2項の規定による休職者の給与の額を控除した額

附 則 (平成24年6月15日付24農畜機第1302号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年6月15日から施行し、平成24年6月1日から適用する。

(平成24年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

- 2 独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)に基づき平成24年6月に支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (2) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (3) 休職者の給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 職員給与規程第23条第1項 前各号に定める額
 - イ 職員給与規程第23条第2項又は第3項 第1号に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ウ 職員給与規程第23条第5項 前各号に定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 3 「独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部改正について」(平成22年12月1日付22農畜機第3527号)附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、前項第1号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から「独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部改正について」(平成22年12月1日付22農畜機第3527号)附則第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、前項第2号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から「独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部改正について」(平成22年12月1日付22農畜機第3527号)附則第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、前項第3号ア及びウ中「前各号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前各号」と、同号イ中「第1号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第1号」とする。
- 4 第2項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (平成24年11月30日付24農畜機第3660号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年11月30日から施行し、平成24年12月1日から適用する。
- (平成24年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)
- 2 平成24年6月1日に機構の職員として在職し、独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成24年6月1日付24農畜機第1092号)により本俸月額表の改定の対象となった職員(適用される本俸月額表並びにその職務の等級及び号俸がそれぞれ次の表の本俸月額表欄、職務の等級欄及び号俸欄に掲げられる職員以外の職員をいう。)及び総括調整役に対する平成24年12月に支給される期末手当及び勤勉手当の額は、独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第18条第3項から第8項まで及び第19条第3項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「期末手当の基準額」という。)及び勤勉手当の額(以下「勤勉手当の基準額」という。)から、それぞれ次の各号に定める額に相当する額を減じた額とする。

本俸月額表	職務の等級	号俸
別表第一 本俸月額表	2 等級	1 号俸から 16 号俸まで
	3 等級	1 号俸から 61 号俸まで
	4 等級	
	5 等級	
別表第二 本俸月額表		1 号俸から 14 号俸まで

(1) 期末手当

ア 独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成 24 年 6 月 15 日付 24 農畜機第 1302 号。以下「平成 24 年 6 月 15 日改正規程」という。)附則第 2 項第 1 号に規定する「当該職員が受けるべき期末手当の額」に、100 分の 2.8 を乗じて得た額

イ 期末手当の基準額からアの額に相当する額を減じた額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額

(2) 勤勉手当

ア 平成 24 年 6 月 15 日改正規程附則第 2 項第 2 号に規定する「当該職員が受けるべき勤勉手当の額」に、100 分の 2.8 を乗じて得た額

イ 勤勉手当の基準額からアの額に相当する額を減じた額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額

- 3 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員に対する平成 24 年 12 月に支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 期末手当 期末手当の基準額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額

(2) 勤勉手当 勤勉手当の基準額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額

- 4 職員給与規程第 23 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項の規定により支給される給与のうち、平成 24 年 12 月に支給される期末手当及び勤勉手当の額は、当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 職員給与規程第 23 条第 1 項 第 2 項又は前項に定める額

(2) 職員給与規程第 23 条第 2 項又は第 3 項 第 2 項又は前項に定める期末手当の額に 100 分の 80 を乗じて得た額

(3) 職員給与規程第 23 条第 5 項 第 2 項又は前項に定める額に、同条第 5 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

- 5 「独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部改正について」(平成 22 年 12 月 1 日付 22 農畜機第 3527 号。以下「平成 22 年 12 月 1 日改正規

程」という。)附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第2項から前項までの規定の適用については、第2項第1号ア中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年12月1日改正規程附則第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、第2項第1号イ及び第3項第1号中「期末手当の基準額」とあるのは「期末手当の基準額から平成22年12月1日改正規程附則第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、第2項第2号ア中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年12月1日改正規程附則第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、第2項第2号イ及び第3項第2号中「勤勉手当の基準額」とあるのは「勤勉手当の基準額から平成22年12月1日改正規程附則第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、第4項中「第2項又は前項」とあるのは「附則第5項の規定により読み替えられた第2項又は前項」とする。

- 6 第2項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成25年3月21日付24農畜機第5181号）

（施行期日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日付25農畜機第5400号）

（施行期日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月1日付26農畜機第3770号）

（施行期日）

この規程は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月31日付26農畜機第5909号）

（施行期日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月5日付27農畜機第1212号）

（施行期日）

この規程は、平成27年6月5日から施行する。

附 則（平成27年9月28日付27農畜機第2902号）

（施行期日）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年2月22日27農畜機第5055号）

(施行期日)

この規程は、平成 28 年 2 月 22 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 14 条第 2 項の改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 28 年 4 月 11 日付 28 農畜機第 139 号)

(施行期日)

この規程は、平成 28 年 4 月 11 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 10 月 17 日付 28 農畜機第 3542 号)

(施行期日)

この規程は、平成 28 年 10 月 17 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 12 月 13 日付 28 農畜機第 4579 号)

(施行期日)

この規程は、平成 28 年 12 月 13 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 29 年 3 月 27 日付 28 農畜機第 6637 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 8 条第 1 項ただし書き及び第 9 条の第 3 項第 3 号から第 6 号までの規程は適用せず、第 8 条第 3 項及び第 9 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき 6,500 円（1 等級の職員（総括調整役を除く。）にあつては 3,500 円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき 10,000 円」とあるのは、「前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき 8,000 円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち一人については 10,000 円）、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき 6,500 円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち一人については 9,000 円）」と、第 9 条第 1 項中「扶養親族（総括調整役にあつては、扶養親族たる子に限る。以下この条において同じ。）」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族た

る子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」と、同条第2項中「なった日、総括調整役から総括調整役以外の職員となった者に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出がないときはその職員が総括調整役以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出がない場合」とあるのは「前項の規定による届出がない場合」と、「死亡した日、総括調整役以外の職員から総括調整役となった者に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出がある場合においてその職員に扶養親族たる子の同項の規定による届出がないときはその職員が総括調整役となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出がある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出がある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出のないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出がある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出がある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出のないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第8条第1項ただし書及び第9条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(1等級の職員(総括調整役を除く。))にあっては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、第9条第1項中「扶養親族(総括調整役にあっては、扶養親族たる子に限る。以下この条において同じ。)」とあるのは「扶養親族」と、同条第2項中「なった日、総括調整役から総括調整役以外の職員となった者に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出がないときはその職員が総括調整役以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出がない場合」とあるのは「前項の規定による届出がない場合」と、「死亡した日、総括調整役以外の職員から総括調整役となった者に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出がある場合においてその職員に扶養親族たる子の同項の規定による届出がないときはその職員が総括調整役となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」とする。
- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第8条第1項ただし書並びに第9条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。))」と、「1等級の職員(総括調整役を除く。)」とあるのは「1等級の職員(総括調整役を含む。))」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第9条第1項中「扶養親族(総括調整役にあっては、扶養親族たる子に限る。以下この条において同じ。)」とあるのは「扶養親族」と、同条第2項中「なった日、総括調整役から総括調整役以外の職員となった者に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出がないときはその職員が総括調整役以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出がない場合」とあるのは「前項の規定による届出がない場合」と、「死亡した日、総括調整役以外の職員から総括調整役となった者に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出がある場合においてその職員に扶養親族たる子の同項の規定による届出がないときはその職員が総括調整役となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6

号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第4号中「1等級の職員（総括調整役を除く。）が1等級（総括調整役を含む。）以外の職員」とあるのは「1等級の職員（総括調整役を含む。）がそれ以外の職員」と、同項第6号中「が1等級の職員（総括調整役を除く。）」とあるのは「が1等級の職員（総括調整役を含む。）」とする。

附 則（平成30年1月18日付29農畜機第5400号）

（施行期日）

この規程は、平成30年1月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年6月11日付30農畜機第1509号）

（施行期日）

この規程は、平成30年6月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年7月20日付30農畜機第2417号）

（施行期日）

この規程は、平成30年7月20日から施行し、平成30年8月1日から適用する。

附 則（平成31年1月17日付30農畜機第5722号）

（施行期日）

この規程の改正は、平成30年1月17日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、第15条第6項、第17条第2項並びに同第3項第2号、第22条、第24条第1項第2号及び第25条第1項の改正規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月7日付30農畜機第6976号）

（施行期日）

この規程の改正は、平成31年3月7日から施行する。

附 則（平成31年4月24日31農畜機第611号）

（施行期日）

この規程の改正は、平成31年4月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年1月22日元農畜機第6178号）

（施行期日）

1 この規程の改正は、令和2年1月22日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における特定任期付職員本俸月額表における特例措置）

- 2 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における特定任期付職員の俸給月額、この規程による改正前の別表第三に定める額にかかわらず次の表のとおりとし、平成 30 年 4 月 1 日に遡って適用する。

号俸	本俸月額
1	528,000
2	596,000
3	674,000

附 則（令和 2 年 3 月 27 日付元農畜機第 7912 号）

（施行期日）

この規程の改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 15 日付元農畜機第 3217 号）

（施行期日）

この規程の改正は、令和 2 年 9 月 15 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日付 2 農畜機第 7419 号）

（施行期日）

- 1 この規程の改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日の前日において上席調査役又は調査役の職にあった職員であって、施行日以後引き続き同一の職で同一の業務に従事するものに対する、改正後の独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程第 10 条第 1 項の規定の適用については、当該職として従事する業務の内容に変更があるまでは、なお従前の例による。

（2 等級以上かつ 55 歳以上の者の減額措置の停止）

- 2 「独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部改正について」（平成 22 年 12 月 1 日付 22 農畜機第 3527 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「当分の間」を「令和 3 年 3 月 31 日までの間は」に改める。

附 則（令和 3 年 4 月 9 日付 3 農畜機第 156 号）

（施行期日）

この規程の改正は、令和 3 年 4 月 9 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 2 月 4 日付 3 農畜機第 5704 号）

（施行期日）

この規程の改正は、令和 4 年 2 月 4 日から施行し、令和 4 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 4 月 11 日付 4 農畜機第 129 号）

（施行期日）

この規程の改正は、令和４年４月１日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則（令和４年９月２７日付４農畜機第３６５７号）

（施行期日）

この規程の改正は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則（令和４年１２月１３日付４農畜機第４９８５号）

（施行期日）

この規程の改正は、令和４年１２月１３日から施行し、令和４年８月１日から適用する。

附 則（令和５年１月１８日付４農畜機第５６２１号）

（施行期日）

- この規程の改正は、令和５年１月１８日から施行し、令和４年４月１日から適用する。ただし、別表第四の改正規定は、令和５年１月１日から適用する。

（令和４年４月１日から同年７月３１日までの間における在勤基本手当の特例措置）

- 令和４年４月１日から同年７月３１日までの間における在勤基本手当の額は、この規程による別表第四に定める額にかかわらず次の表のとおりとし、令和４年４月１日に遡って適用する。

附則別表

在勤基本手当

号別	区分 号別の基準	在勤地	ニューヨーク	シカゴ
			在勤基本手当	在勤基本手当
			（月額）	（月額）
1	本俸２等級４１号俸以上の者	円	579,900	円 540,100
2	本俸２等級２５号俸以上の者		567,800	528,800
3	本俸２等級１７号俸以上の者		555,700	517,500

4	本俸 2 等級 9 号 俸以上の者	543, 700	506, 300
5	本俸 3 等級 17 号 俸以上の者	483, 300	450, 100
6	本俸 3 等級 5 号 俸以上の者	422, 900	393, 800
7	本俸 4 等級 13 号 俸以上の者	362, 500	337, 600

附 則（令和 5 年 3 月 30 日付 4 農畜機第 7343 号）
（施行期日等）

- 1 この規程の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 当分の間、職員（独立行政法人農畜産業振興機構職員規程（平成 15 年 10 月 1 日付 15 農畜機第 8 号－1。以下「職員規程」という。）第 4 条又は第 4 条の 5 の規定により採用された者に限る。以下同じ。）の本俸月額
は、当該職員が年齢満 60 歳に達した日以後における最初の 4 月 1 日（第 3 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される本俸月額
に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。
- 3 参事及び副参事への異動の取扱い（平成 19 年 12 月 26 日付 19 農畜機第 3742 号－4）第 2 条の 3 の規定により副参事となった職員であって、当該
副参事となった日（以下この項において「異動日」という。）の前日から
引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に第 2 項の規定
により当該職員の受ける本俸月額（以下この項において「特定日本俸月
額」という。）が異動日の前日に当該職員に適用されていた本俸月額に 100
分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれ
を切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切
り上げるものとする。以下この項において「基礎本俸月額」という。）に
達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、第 2 項の規定によ
り当該職員の受ける本俸月額のほか、基礎本俸月額と特定日本俸月額との
差額に相当する額（以下「調整額」という。）を支給する。

- 4 前項の規定による調整額を支給される職員に対する改正後の独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第7条第3項及び第4項、第18条第3項及び第4項並びに第19条第3項及び第4項の規定の適用については、これらの規定中「本俸月額」とあるのは、「本俸月額と独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部を改正する規程（令和5年3月30日付4農畜機第7343号）附則第3項の規定による調整額との合計額」とする。
- 5 独立行政法人農畜産業振興機構職員規程の一部を改正する規程（令和5年3月30日付4農畜機第7337号。以下「令和5年職員規程改正規程」という。）附則第8項に規定する暫定再雇用職員（令和5年職員規程改正規程附則第9項に規定する暫定再雇用短時間勤務職員（以下「暫定再雇用短時間勤務職員」という。）を除く。）の本俸月額は、本俸月額表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準本俸月額のうち、その者の属する職務の等級に応じた本俸月額とする。
- 6 暫定再雇用短時間勤務職員の本俸月額は、本俸月額表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準本俸月額のうち、その者の属する職務の等級に応じた額に、令和5年職員規程改正規程附則第9項の規定により定められたその者の勤務時間を職員規程第23条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（本俸月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 7 暫定再雇用短時間勤務職員については、改正後の職員給与規程第2条第4項に規定する定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、改正後の職員給与規程第2条第4項、第3条第5項、第13条第2項、第15条第2項、第18条第9項及び第19条第6項の規定を適用する。

附 則（令和5年4月10日付5農畜機第250号）

（施行期日）

この規程の改正は、令和5年4月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年6月5日付5農畜機第1664号）

（施行期日）

この規程の改正は、令和5年6月5日から施行する。

附 則（令和5年6月27日付5農畜機第2219号）

（施行期日）

この規程は、令和5年6月27日から施行し、令和5年6月1日から適用する。

附 則（令和6年1月23日付5農畜機第6747号）

(施行期日)

- 1 この規程の改正は、令和6年1月23日から施行する。
 - 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 改正後の別表第四のうち次号及び第3号に掲げる規定以外の規定
令和5年4月1日
 - (2) 改正後の別表第四のうち在勤地がロンドンの場合に係る同表の在勤基本手当の規定
令和5年11月1日
 - (3) 改正後の別表第四のうち在勤地がシンガポールの場合に係る同表の在勤基本手当の規定
令和6年1月1日
- (ロンドンにおける在勤基本手当の特例措置)
- 3 ロンドンの場合に係る令和5年4月1日から同年10月31日までの間における在勤基本手当の額は、別表第四にかかわらず次の表のとおりとし、令和5年4月1日に遡って適用する。

号別	号別の基準	在勤基本手当 (月額)
1	本俸2等級41号俸以上の者	円 610,000
2	本俸2等級25号俸以上の者	597,300
3	本俸2等級17号俸以上の者	584,600
4	本俸2等級9号俸以上の者	571,900
5	本俸3等級17号俸以上の者	508,300
6	本俸3等級5号俸以上の者	444,800
7	本俸4等級13号俸以上の者	381,200

(シンガポールにおける在勤基本手当の特例措置)

- 4 シンガポールの場合に係る令和5年4月1日から同年12月31日までの間における在勤基本手当の額は、別表第四にかかわらず次の表のとおりとし、令和5年4月1日に遡って適用する。

号別	号別の基準	在勤基本手当 (月額)
1	本俸2等級41号俸以上の者	円 612,300
2	本俸2等級25号俸以上の者	599,500
3	本俸2等級17号俸以上の者	586,700
4	本俸2等級9号俸以上の者	574,000
5	本俸3等級17号俸以上の者	510,200
6	本俸3等級5号俸以上の者	446,400
7	本俸4等級13号俸以上の者	382,700

附 則（令和6年3月28日付5農畜機第8562号）
（施行期日）

この規程の改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月8日付6農畜機第125号）
（施行期日）

この規程は、令和6年4月8日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年1月27日付6農畜機第6923号）
（施行期日）

この規程の改正は、令和7年1月27日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月25日付6農畜機第8524号）

(施行期日)

- 1 この規程の改正は、第 8 条第 5 項を削る改正以外の改正については令和 7 年 4 月 1 日から施行し、第 8 条第 5 項を削る改正は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間においては、改正後のこの規程第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、配偶者で他に生計を途がなく主としてその職員（1 等級の職員を除く。以下この項において同じ。）の扶養を受けているものを扶養親族とする扶養手当を職員に支給することとし、同手当の月額は、3,000 円とする。
- 3 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間においては、改正後のこの規程第 8 条第 3 項の規定にかかわらず、扶養親族たる子についての扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合にあつては、この規程第 8 条第 4 項の規定により加算される前の額）を一人につき 11,500 円とする。

附 則（令和 7 年 4 月 8 日付 7 農畜機第 169 号）

(施行期日)

この規程は、令和 7 年 4 月 8 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 5 月 12 日付 7 農畜機第 1024 号）

(施行期日)

この規程は、令和 7 年 5 月 12 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 8 年 1 月 26 日付 7 農畜機第 7000 号）

(施行期日)

この規程の改正は、令和 8 年 1 月 26 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 8 年 3 月 25 日付 7 農畜機第 7777 号）

(施行期日)

この規程の改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 5 月 12 日付 8 農畜機第 903 号）

(施行期日)

この規程の改正は、令和 8 年 5 月 12 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 8 年 8 月 25 日付 8 農畜機第 3457 号）

(施行期日)

この規程の改正は、令和8年8月25日から施行する。

別表第一（第3条第1項関係）

本 俸 月 額 表

職員 の 区分	職務 の 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
	号俸	本俸月額 (円)	本俸月額 (円)	本俸月額 (円)	本俸月額 (円)	本俸月額 (円)
定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員	1	476,900	400,000	348,300	303,100	212,600
	2	479,900	402,900	350,700	305,800	213,900
	3	482,500	405,800	353,300	308,500	215,200
	4	484,800	408,700	355,700	311,300	216,500
	5	487,400	411,500	357,800	313,900	217,900
	6	490,200	414,300	360,300	316,500	219,200
	7	493,200	416,800	362,900	319,300	220,500
	8	496,400	419,100	365,500	321,700	221,800
	9	499,600	421,400	368,200	324,200	223,200
	10	502,800	423,700	371,100	326,800	224,500
	11	505,800	426,200	373,200	328,000	225,800
	12	508,800	428,000	375,800	329,500	227,100
	13	512,300	430,400	378,300	331,000	228,500
	14	515,400	432,700	381,000	332,700	229,900
	15	518,500	434,500	383,800	334,000	231,300

16	521, 500	436, 900	386, 000	336, 100	232, 700
17	524, 900	438, 900	388, 000	337, 200	234, 100
18	527, 600	441, 500	390, 200	339, 100	235, 900
19	530, 700	444, 300	392, 400	340, 800	237, 700
20	533, 000	447, 300	394, 000	342, 900	239, 500
21	535, 700	450, 200	395, 300	345, 000	242, 500
22	538, 100	453, 000	397, 100	347, 400	244, 900
23	540, 600	455, 800	399, 600	350, 000	247, 300
24	542, 800	458, 800	402, 400	352, 600	249, 500
25	545, 400	461, 600	405, 200	355, 000	251, 900
26	547, 800	464, 400	408, 000	357, 400	254, 300
27	550, 300	467, 200	410, 700	359, 700	256, 300
28	552, 800	469, 800	413, 500	361, 500	258, 500
29	555, 200	471, 900	415, 700	363, 200	260, 300
30	557, 700	474, 400	417, 700	365, 300	262, 100
31	560, 100	476, 900	419, 900	367, 000	264, 200
32	562, 600	479, 200	422, 000	368, 400	266, 000
33	564, 900	480, 900	424, 400	370, 200	268, 200
34	567, 300	483, 600	426, 400	371, 300	270, 600
35	569, 600	485, 700	428, 100	373, 400	273, 200
36	572, 300	487, 500	430, 100	375, 000	275, 700
37	574, 600	490, 000	432, 200	376, 500	278, 400
38	576, 900	492, 500	434, 200	377, 900	281, 000
39	579, 400	495, 200	436, 200	379, 000	283, 300
40	581, 800	497, 800	438, 100	379, 900	285, 700
41	584, 000	500, 300	439, 900	381, 100	287, 500
42	586, 200	502, 800	442, 000	382, 300	289, 100
43	588, 400	505, 200	443, 800	383, 900	290, 500
44	590, 700	507, 700	445, 700	385, 500	292, 200
45	592, 900	510, 100	448, 000	386, 900	294, 000
46	594, 900	512, 400	450, 100	388, 200	296, 600
47	597, 000	514, 700	452, 300	389, 600	299, 000
48	599, 100	517, 100	453, 900	390, 900	301, 600
49	601, 100	519, 300	455, 900	392, 900	304, 000
50	603, 200	521, 400	457, 800	394, 400	305, 500

51	604, 900	523, 800	459, 600	395, 300	307, 200
52	606, 800	525, 900	461, 900	397, 200	309, 300
53	608, 600	528, 200	464, 200	398, 600	310, 900
54	610, 300	530, 300	466, 300	399, 900	312, 500
55	611, 700	532, 400	468, 400	400, 800	314, 000
56	613, 300	534, 100	470, 700	402, 500	315, 300
57	614, 900	536, 200	473, 000	403, 500	316, 600
58	616, 400	538, 500	475, 000	404, 400	317, 800
59	618, 100	540, 600	477, 200	405, 900	318, 900
60	619, 600	542, 800	479, 200	407, 300	319, 900
61	621, 000	544, 700	481, 200	408, 200	320, 500
62	622, 700	546, 600	481, 400	409, 800	321, 400
63	624, 100	548, 300	483, 100	410, 600	323, 000
64	625, 600	550, 500	485, 100	412, 200	323, 900
65	627, 100	552, 600	486, 900	413, 400	324, 900
66	628, 500	554, 700	489, 000	414, 800	325, 400
67	629, 900	556, 300	490, 900	416, 100	326, 300
68	631, 600	558, 300	492, 900	417, 600	327, 000
69	633, 100	560, 000	494, 600	418, 500	328, 300
70	634, 800	561, 600	496, 600	419, 900	329, 100
71	636, 100	563, 300	498, 600	420, 600	329, 900
72	637, 800	564, 800	500, 100	421, 500	331, 000
73	639, 300	566, 200	501, 900	422, 900	331, 700
74	639, 500	567, 600	503, 500	423, 600	331, 800
75	639, 800	569, 200	505, 100	424, 200	332, 700
76	639, 900	570, 700	506, 800	425, 300	333, 700
77	640, 300	572, 200	508, 400	426, 100	334, 400
78	640, 500	573, 800	510, 100	427, 100	334, 800
79	640, 600	575, 200	511, 800	427, 800	335, 600
80	640, 800	576, 800	513, 400	428, 800	335, 900
81	640, 900	578, 400	515, 100	429, 600	336, 500
82	641, 000	579, 900	516, 700	430, 400	337, 300
83	641, 100	581, 300	518, 300	431, 100	337, 700
84	641, 200	582, 900	519, 800	431, 900	337, 900
85	641, 400	584, 500	521, 100	432, 500	338, 700

86		586, 000	522, 600	433, 200	338, 800
87		587, 300	524, 100	433, 800	339, 100
88		588, 900	525, 700	434, 600	339, 800
89		590, 500	527, 000	435, 100	340, 500
90		592, 100	528, 300	435, 800	340, 800
91		593, 500	529, 800	436, 400	341, 100
92		595, 100	531, 300	437, 000	341, 900
93		596, 600	532, 700	437, 800	342, 200
94		598, 200	534, 100	438, 500	343, 100
95		599, 600	535, 500	439, 200	343, 200
96		601, 200	537, 000	439, 800	343, 800
97		602, 500	538, 500	440, 400	343, 900
98		603, 900	540, 000	441, 100	344, 600
99		605, 300	541, 500	441, 600	344, 700
100		606, 800	542, 900	442, 100	345, 400
101		608, 200	544, 200	442, 700	345, 700
102		609, 600	545, 600		346, 100
103		611, 200	547, 000		346, 300
104		612, 600	548, 300		346, 800
105		613, 900	549, 600		347, 300
106		615, 400	550, 900		347, 500
107		617, 000	552, 200		348, 100
108		618, 500	553, 600		348, 500
109		619, 800	555, 100		349, 200
110		621, 400	556, 500		
111		622, 900	557, 700		
112		624, 400	558, 900		
113		625, 700	560, 300		
114			561, 700		
115			563, 100		
116			564, 500		
117			565, 800		
118			567, 000		
119			568, 300		
120			569, 700		

	121			571,000		
	122			572,200		
	123			573,600		
	124			574,900		
	125			576,000		
	126			577,300		
	127			578,600		
	128			580,000		
	129			581,100		
	130			582,200		
	131			583,300		
	132			584,500		
	133			585,700		
定年 前再 雇用 短時 間勤 務職 員		基準本俸 月額 (円)	基準本俸 月額 (円)	基準本俸 月額 (円)	基準本俸 月額 (円)	基準本俸 月額 (円)
		441,500	376,200	339,700	298,600	229,300

備考： それぞれの等級における最高号俸の上に更に号俸を加える必要があるときは、1号俸昇給につき、100円の本俸月額の増とする。

別表第二（第3条第2項関係）

業務専門職本俸月額表

号俸	本俸月額（円）
1	331,500
2	333,800
3	336,000
4	338,300
5	340,600
6	342,900
7	345,200
8	347,500
9	349,800
10	352,100
11	354,400
12	356,700
13	357,600
14	361,200
15	363,200
16	365,500
17	367,800
18	370,100
19	372,200
20	374,500
21	376,800
22	379,100
23	381,400
24	383,700
25	385,900
26	388,200
27	390,500
28	392,800
29	395,200
30	397,600
31	399,900
32	402,300

号俸	本俸月額（円）
33	404,600
34	407,000
35	408,800
36	411,200
37	413,500
38	415,900
39	418,200
40	420,400
41	422,600
42	424,800
43	427,100
44	429,200
45	431,300
46	433,500
47	435,500
48	437,600
49	439,700
50	441,900
51	444,000
52	445,900
53	447,900
54	450,000
55	451,600
56	453,600
57	455,600
58	457,600
59	459,500
60	461,300
61	463,100
62	464,900
63	466,700
64	467,900

65	469,100
66	470,200
67	471,400
68	472,700
69	473,900
70	475,100
71	476,400
72	477,000
73	477,700
74	478,400
75	478,600
76	479,300
77	480,000
78	480,700
79	481,300
80	481,900
81	482,600
82	483,200
83	483,700
84	484,300

85	484,800
86	485,400
87	485,900
88	486,500
89	487,100
90	487,600
91	488,200
92	488,700
93	489,300
94	489,900
95	490,400
96	491,000
97	491,500
98	492,100
99	492,700
100	493,200
101	493,800
102	494,300
103	494,900

備考： 業務専門職に異動する際に、業務専門職本俸月額表の103号俸を超える本俸月額の支給を受けていた者については、業務専門職への異動の前日に支給されていた本俸月額の同額を業務専門職本俸月額表における本俸月額とし、翌年度以降は1号俸100円の間格差とする。

別表第三（第3条第4項関係）

特定任期付職員俸給月額表

号俸	本俸月額
1	651,000
2	730,000
3	826,000

別表第四（第 12 条第 4 項及び第 20 条の 2 第 1 項関係）

在勤基本手当及び住居手当

号別	在勤地 区分 号別の基準	シドニー		ロサンゼルス		ニューヨーク	
		在勤基本 手当	住居手当	在勤基本 手当	住居手当	在勤基本 手当	住居手当
		(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)
1	本俸 2 等級 41 号 俸以上の者	円 631,400	オースト ラリア ドル 5,636	円 873,200	米ドル 4,505	円 927,200	米ドル 6,431
2	本俸 2 等級 25 号 俸以上の者	618,200	5,419	855,000	4,331	907,900	6,184
3	本俸 2 等級 17 号 俸以上の者	605,000	5,203	836,800	4,158	888,600	5,937
4	本俸 2 等級 9 号 俸以上の者	591,900	4,986	818,600	3,985	869,200	5,690
5	本俸 3 等級 17 号 俸以上の者	526,100	4,335	727,700	3,465	772,700	4,947
6	本俸 3 等級 5 号 俸以上の者	460,400	3,902	636,700	3,119	676,100	4,452
7	本俸 4 等級 13 号 俸以上の者	394,700	3,902	545,800	3,119	579,500	4,452
8	本俸 4 等級 4 号 俸以上の者	342,000	3,902	473,000	3,119	502,200	4,452
住居手当の月額に係 る控除率		-	11.1%	-	9.0%	-	6.3%

ロンドン		シカゴ		シンガポール		北京	
在勤基本手当	住居手当	在勤基本手当	住居手当	在勤基本手当	住居手当	在勤基本手当	住居手当
(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)
円	スターリング・ポンド	円	米ドル	円	シンガポール・ドル	円	米ドル
820,800	3,563	868,900	3,655	793,300	8,325	759,200	4,852
803,700	3,426	850,800	3,515	776,800	8,005	743,900	4,665
786,600	3,289	832,700	3,374	760,300	7,684	728,600	4,479
769,500	3,152	814,600	3,234	743,700	7,364	713,300	4,292
684,000	2,741	724,100	2,812	661,100	6,404	637,100	3,732
598,500	2,467	633,500	2,531	578,400	5,764	560,900	3,359
513,000	2,467	543,100	2,531	495,800	5,764	484,600	3,359
444,600	2,467	470,600	2,531	429,700	5,764	423,500	3,359
-	8.7%	-	11.1%	-	6.3%	-	8.3%

上海	
在勤基本 手当	住居手当
(月額)	(月額)
円 784,600	米ドル 4,411
768,300	4,242
752,000	4,072
735,600	3,902
653,900	3,393
572,100	3,054
490,400	3,054
425,000	3,054
—	9.2%